

IV. 国際交流

1. 留学生の受け入れ状況

本学における留学生の受け入れ体制は、1980年代後半に本格的に整備され、現在では学部・大学院をあわせて約6500人の学生のうち、約10%が外国人留学生となっている。

本学に留学するには三つの経路、すなわち、①私費留学生、②国費留学生、③交流学生がある。

①については、学部には私費外国人留学生選抜があり、この入試では、外国人（日本国籍を有しない者のうち日本国の永住許可を取得していない者）で、外国において学校教育における12年の課程を修了した者が対象となる。社会学研究科の大学院入試では、現在では総合社会科学専攻においてのみ、外国人特別選考の入試がある。

②の国費留学生は、日本政府（文部科学省）奨学金プログラムに応募することからスタートし、選考は応募者が国籍を有する国に所在する在外公館で行う。

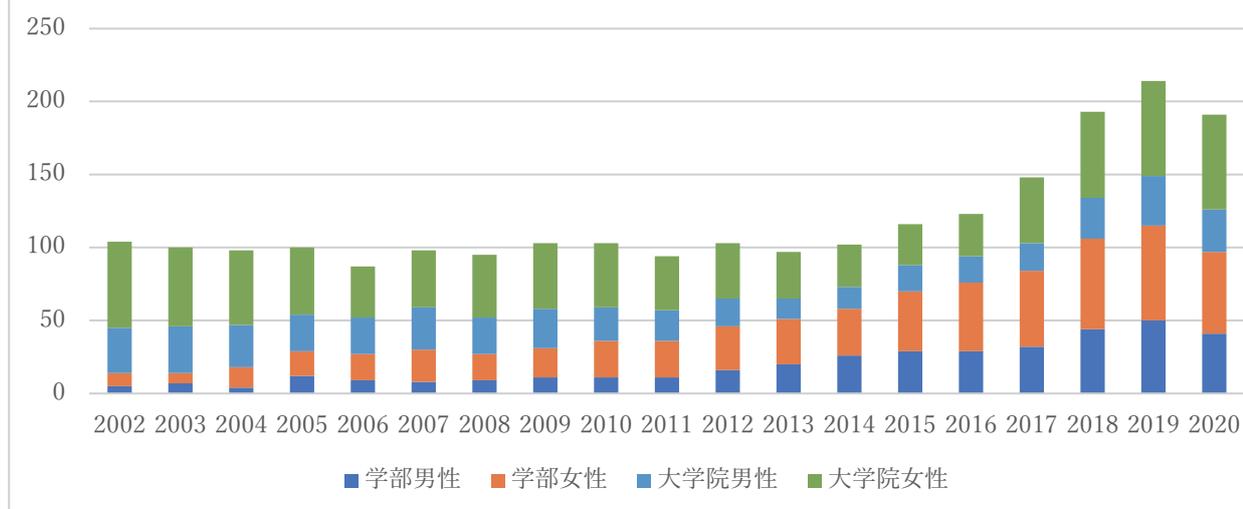
③の交流学生は、一橋大学が学生交流協定を締結している協定校の学生を対象に、所属先の大学・機関から交換留学生としての推薦を受けた上で、2学期間（6ヶ月）または4学期間（1年）の交換留学への申請が可能となっている。審査の結果、入学が許可されると、交流学生として学ぶことができる。

こうした全学ないし社会学研究科での留学生受け入れ体制のもとで、本研究科が受け入れた2002年～2020年までの外国人留学生の数は以下のとおりである。2021年現在、社会学部に在籍している学部生は全学年あわせて80名（男性36名、女性44名）となっており、大学院では修士課程に62名（男性16名、女性46名）、博士後期課程に33名（男性18名、女性15名）の外国人留学生が在籍している。

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
学部男性	5	7	4	12	9	8	9	11	11	11
学部女性	9	7	14	17	18	22	18	20	25	25
うち交流学生男性	2	2	0	7	5	4	3	5	4	1
うち交流学生女性	6	5	6	8	8	9	6	5	5	7
大学院男性	31	32	29	25	25	29	25	27	23	21
大学院女性	59	54	51	46	35	39	43	45	44	37
うち研究生等男性	3	7	3	3	3	5	2	3	4	6
うち研究生等女性	0	3	4	4	2	5	7	6	8	3

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
学部男性	16	20	26	29	29	32	44	50	41
学部女性	30	31	32	41	47	52	62	65	56
うち交流学生男性	2	4	6	6	1	9	14	18	5
うち交流学生女性	11	14	17	18	4	5	20	20	10
大学院男性	19	14	15	18	18	19	28	34	29
大学院女性	38	32	29	28	29	45	59	65	65
うち研究生等男性	5	0	1	6	2	2	4	3	3
うち研究生等女性	7	2	2	4	3	11	11	10	4

社会学部・社会学研究科留学生数の推移



2. 留学生に対する教育・生活指導の体制と課題

前節のデータからも明らかなように、大学院における外国人留学生の数は年々、増加傾向にある。また大学院入試においては、外国人特別選考だけでなく、一般入試の志願者においても外国人留学生の割合が急増しており、過去五年間のデータでは六割に達している。社会学研究科では、この急増する留学生の背景、教育体制について検討するワーキンググループ（佐藤、赤嶺、加藤、小井土：2020年7月8日の研究科委員会にて設置）を作り、検討を重ね、2021年2月教授会にて「留学生の急増への対応に関するワーキンググループ報告書」が提出された。ここでは、この報告書の内容を要約して紹介する。

本ワーキンググループが検討課題としたのは以下の三点であった。

(1) リクルートメント戦略

① 対外的な広報戦略の検証

② 大学院の研究生（私費）の受け入れ基準明確化

- ・ 教員個人に任せず、優秀な留学生を大学院へと誘導するための目安を策定

(2) 現行試験の検討

① 外国人特別選考の必要性の検証

② 一般入試の科目設定に関する検証

(3) 受け入れ体制の検証

- ・ 受け入れ教員の過重負担を軽減するための仕組みの提言

本ワーキンググループはこれらの課題について検討を行い、提言をまとめた。(1) ①については、ウェブサイトでの外国人受験生向けの情報発信が不足していること、また大学全体の英語版ウェブサイトの情報をわかりやすくする必要があると問題提起された。また英語のみならず、中国語や朝鮮語などの多言語対応が必要であること、受験生の受験時の判断材料になるような研究分野や教員の研究紹介、なにが学べるかといったコンテンツのウェブサイトへの掲載・定期的更新が提案された。②については、協定校への情報発信の強化や、外国人研究生（私費）の対象拡大などの具体策が提示された。(2) ①については、研究科改組に向けたプロジェクトチームによっても提案されていることであるが、外国人特別

選考の廃止を検討すべきであることが示され、②では、外国人研究生の選抜基準の見直しの具体案について提案があった。(3)については、受け入れ教員の過重負担を軽減するために、「社会科学の基礎」や「社会科学の技法」に準じた必修科目を加え、留学生向けには「社会科学ライティング力」「発信日本語力」のような科目を設置して、留学生の教育サポート体制を作ることが提案された。また、修士論文作成時に必要となるチューター制度を充実させるべきとの提案があった。これを受けて社会学研究科では、「社研日本語チューター制度」を2021年6月より設置し、運用を開始した。これにより、全学の国際教育交流センターによる論文チューター制度（修士論文・博士論文提出前の4ヶ月間、一人当たり最長34時間のチューター制度を利用）とは別に、修士課程・博士後期課程に入学して二年目以降、あるいは、学位論文提出前の4ヶ月間を除く期間に、15時間分のチューター制度を利用できるようになった。

以上、これらの提案を具体化しながら、留学生向けの教育改善の取り組みを進めていくことにしたい。

3. 在学生の海外留学・研究の方針と状況

本学では、1987年より「一橋大学海外派遣留学制度」を設け、海外の大学への留学を希望する学生を選抜し、それらの学生に対して、本学同窓会である如水会並びに明治産業株式会社と明産株式会社からの寄付金による「一橋大学海外留学奨学金」あるいは、AIEJ（日本国際教育協会）短期留学推進制度（派遣）などにより奨学金を支給している。これは国立大学としては特筆すべき留学生派遣制度であり、この制度により多くの学生が留学をしている。海外留学を希望する学部生・大学院生は増えており、民間の奨学金や派遣先大学等からグラントを支給されて留学する者も少なくない。

以下は、2002年から2020年までの社会学部生（海外派遣留学制度）の留学実績である。これ以外にも、長期留学の制度としては、海外留学制度/トビタテやグローバルリーダー育成海外留学制度などがある。また、短期留学としては、海外語学研修やGKP海外短期調査なども実施されている。

出国年度	留学人数	社会学部学生の行先国（人数）
2002	10人	米国(1), イギリス(1), オーストラリア(1), オランダ(1), カナダ(2), ドイツ(1), フランス(1), 韓国(2)
2003	10人	米国(2), オーストラリア(1), オランダ(3), ドイツ(1), フランス(2), 韓国(1)
2004	12人	米国(4), イギリス(2), オランダ(2), スウェーデン(1), ドイツ(2), ニュージーランド(1)
2005	10人	米国(1), イギリス(1), オーストラリア(1), ドイツ(3), フランス(1), メキシコ(1), 韓国(2)
2006	—	
2007	—	
2008	—	
2009	—	
2010	13人	米国(3), オーストラリア(1), イギリス(4), カナダ(2), ドイツ(1), インド(1), 台湾(1)

2011	16人	米国(4), ニュージーランド(1), 韓国(3), フランス(2), イギリス(1), オランダ(1), ドイツ(3), イタリア(1)
2012	22人	米国(4), カナダ(2), オーストラリア(2), 中国(2), 台湾(1), 韓国(1), タイ(2), フランス(1), イギリス(3), ドイツ(3), イタリア(1)
2013	16人	米国(3), カナダ(1), 中国(3), シンガポール(1), イギリス(2), ドイツ(4), デンマーク(1), フィンランド(1)
2014	19人	米国(2), カナダ(1), オーストラリア(3), 中国(3), 台湾(1), タイ(2), フランス(1), イギリス(4), ドイツ(2)
2015	26人	米国(1), カナダ(1), オーストラリア(1), 中国(3), 台湾(2), タイ(3), フランス(2), イギリス(5), ドイツ(5), デンマーク(2)
2016	38人	米国(3), カナダ(3), 中国(2), 台湾(4), タイ(2), ベトナム(1), フランス(3), イギリス(7), ドイツ(7), オランダ(1), ロシア(1), ベルギー(1), デンマーク(2)
2017	38人	米国(5), カナダ(2), オーストラリア(2), 中国(1), 台湾(1), 韓国(1), タイ(1), ベトナム(1), マレーシア(1), フィリピン(1), フランス(3), イギリス(7), ドイツ(3), オーストリア(1), ロシア(1), ベルギー(1), デンマーク(4), スペイン(2)
2018	33人	米国(7), 中国(5), 台湾(3), 韓国(1), インドネシア(1), タイ(1), ベトナム(1), ドイツ(1), フランス(3), イギリス(4), オーストリア(1), スイス(2), ベルギー(2), ウガンダ(1)
2019	24人	米国(3), カナダ(1), オーストラリア(4), 中国(1), タイ(1), フランス(2), イギリス(5), ドイツ(3), デンマーク(2), ベルギー(1), スペイン(1)
2020	5人	米国(1), インドネシア(1), タイ(1), ドイツ(1), フランス(1)

4. 教員の在外研究

社会学研究科では、研究専念期間（サバティカル）制度を用いて、多くの教員が在外研究を行っている。また、社会学研究科の教員は、調査や研究、国際会議に出席するために海外に赴き、海外の研究機関にて研究者との活発な交流を行ってきている。教員の海外渡航は、科研費や日本学術振興会や本学後援会、などの資金を使って実施されている。2000年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外渡航が困難となったため、在外研究が停滞することとなったが、その代わりに ZOOM などオンラインをつないでの研究交流が活発化することにもなった。

5. 海外からの研究者の招聘状況

社会学研究科では、海外から数多くの研究者を地球社会研究専攻の客員三種教授として招聘してきた。ロシアやタイ、ベトナム、オーストラリア、イギリス、メキシコ、インド、ドイツ、アメリカ合衆国、トルコ、フランス、フィリピン、韓国、スペインなどから、第一線で活躍する研究者がこれまでに総計32名、大学院教育を担当してきた。また、これ以外にも、国際交流セミナー講師などを招聘して講演会

や研究会を開催するなどしてきた。

2020年度には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のため、海外研究者との交流が停滞することとなったが、2021年度からは、地球社会研究専攻の客員Ⅲ種教授の来日も実現し、授業を担当している。

6. 学術交流協定校

本学では、2020年11月現在、104の研究機関や大学等と大学間交流協定を締結し、教員ならびに学生の国際交流の促進を目指している。本研究科の教員や学生もこれら交流協定校にて研究専念期間を過ごしたり、留学を行っている。社会学研究科は、部局間協定（学術）において清華大学人文社会科学学院（2008年11月発効）とタンザニアのダル・エス・サラーム大学芸術・社会科学部（1997年10月発効）の二つの大学部局とのみ関係を結んでいるのみで、学生のニーズのある中国や台湾などとの学生交流協定を新規に開拓することが課題である。